

公共調達適正化研究会への説明資料

平成23年2月1日

社団法人 全国中小建設業協会

(社) 全国中小建設業協会の概要と要望

1 協会設立の経緯

昭和30年～32年の「神武景気」、同32年～33年の「なべ底景気」などを経て、大手・中堅業者との競合が表面化、地域に密着した地場産業としての中小建設業界の組織化が望まれ、「大阪府土木建築共同組合」、「大阪府建設業共同組合」、「愛知県土木研究会」などの組織を基礎として、昭和36年10月27日、全国中小企業団体中央会の中に、「全国中小建設業団体協議会」が組織され、昭和39年4月1日、社団法人として「全国中小建設業協会」が設立された。

2 歴代会長

昭和39年4月1日～	鈴木光男	(愛知県)
平成9年6月4日～	小野金彌	(静岡県)
平成13年6月7日～	樋口吾一	(大阪府)
平成17年6月7日～	岡本弘	(広島県)

3 組織の現状

会員団体数 : 34団体

会員会社数 : 3,447社(平成23年1月現在)

(建設投資の減少、特に公共工事の減少と呼応し、ここ10年間で会員会社数はほぼ半減している。別表「会員会社数の推移」参照)

4 活動の概況

建設投資の減少の中、建設業はかつてない厳しい状況におかれしており、特に公共工事を頼りとする中小建設業者は、国並びに各地方公共団体の財政難に伴う公共工事の大幅な削減により、ダンピングに歯止めがかからず、眞面目に長年地域に貢献してきた有力な地場産業が淘汰されるなど、まさに崖っぷちに立たされている状況である。

このようなことから、国並びに地方公共団体に対して、この窮状打開に向け公共工事予算の増大と、入札契約制度の運用の改善などの要望活動を積極的に展開しているところである。

5 中小建設業界をめぐる状況

地方の民間工事は、農林水産業の不振、観光産業の不振、地方分散型の工場の閉鎖、商店街のシャッター化等により、働き場所（雇用の受け皿）の不足から、過疎化に歯止めがかからず、地域産業は疲弊し、民間投資の低迷、建設産業の衰退を招いており、これがまた一層の過疎化を招くという悪循環に陥っている。

一方、地方の公共事業は、財源不足による工事量の激減、一般競争入札の導入による不良不適格な競争参加者の増大、新設企業・再生企業の公共事業への安易な参入等により、ダンピングに歯止めがかからず、眞面目に、長年地域に貢献してきた有力な地場産業が淘汰され、「安かろう・悪かろう」の不良不適格な業者の跋扈を許している。

こうした中にあって、何よりも将来の日本経済・社会への不安の元になっている少子高齢化・過疎化に歯止めをかける夢と活力のある政策の策定が望まれるが、産業・社会基盤という社会を下支える「社会資本整備に対する国民理解」もその一つであると確信するものである。

世界的なグローバル経済競争下で、工場の海外流出を防ぐ産業の下支えの為には、地域の社会基盤をしっかりと、時間をかけて、着実にやっていかなければならないことのアナウンスが求められている。

6 公共調達適正化へ向けての要望

上記のような中小建設業界をめぐる状況の中にあって、公共調達機関に求められることは、建設業行政としての「発注者責任」を全うすることだと考えられる。

談合問題に端を発して、過去にその弊害から一旦拒否された一般競争入札が、拙速・盲目的に導入されたが、現在、至る処にその弊害が顕在化している。

一方、地域の自治体によっては、「地域の建設業者は、地域に精通し、地域の雇用を支えている」として、地域産業の担い手である地場産業だけの「指名競争入札」を堅持している信念を持った首長もいる。

公共工事の発注当局にあっては、その工事にふさわしい業者の選定を、「発注者責任」で、少なくとも地域の小規模工事においては全てを「指名競争入札」に、中規模工事には全てを「地元業者のみを対象にした総合評価入札制度」として、これからも「技術と経営に優れた地場業者を育成する」という建設行政の立場を鮮明にし、社会的説明責任を果たしていただきたい。

以上のことと踏まえ、公共調達の適正化に向けて、次のことを早急に実施する施策を講じることが是非とも必要である。

- ① 小規模工事については、発注者責任で、工事規模、地域性、ランク、工事成績等を評価し、不良不適格業者を排除した、適正規模の業者による「指名競争入札制度」とすること
- ② 中規模工事については、地元業者のみを対象とした「指名競争入札」を主とし、止むを得ざる場合には「総合評価落札方式」とすること
- ③ 予定価格の事前公表を、地方自治体も対象とした法令を定めて中止させ、全て事後公表とすること
- ④ 最低制限価格を必ず設定することとし、予定価格の90%以上とすること。なお、最低制限価格が設定されるまでの間は、低入札調査基準価格を90%以上とすること
- ⑤ 予定価格の上限拘束性を撤廃し、上限を予定価格の120%以上とすること
- ⑥ 各都道府県建設業審議会を毎年定期的に開催することとし、全中建支部を含む中小建設業者の代表を委員として入れること
- ⑦ 更生中の会社、民事再生中の会社等、社会的な迷惑をかけた会社の公共事業への参加を、長期間排除すること
- ⑧ 上記のことは、全ての地方公共団体についてまで徹底するような施策を講じること

会員会社数の推移

